

高松市まちづくりマスタープラン（仮称）等検討委員会委員公募要領

1 趣旨

次期「高松市都市計画マスタープラン」等の策定に向けて、広く市民の意見を聴くための、高松市まちづくりマスタープラン（仮称）等検討委員会の委員を選定するに当たり、委員の一部について広く市民から公募する。

2 募集人数

3人

3 募集期間

令和8年8月3日（月）～令和8年8月18日（火）

4 応募資格

次の要件を満たす者とする。

- （1）市内に居住又は通勤・通学する満年齢18歳以上（令和8年4月1日現在）の者。
ただし、高松市議会議員及び高松市職員（非常勤嘱託職員を含む）を除く。
- （2）高松市まちづくりマスタープラン（仮称）等検討委員会委員として、その責務を誠実に履行できる者。

5 応募方法

募集期間内に別に定める応募用紙に必要事項を記入の上、高松市役所本庁舎9階の都市計画課まで提出するものとする。

郵送の場合は、募集期間中の消印があるものに限る。

6 公募委員の募集方法

広報高松及び高松市ホームページへの掲載等により募集する。

7 委員の任期

委嘱の日から高松市まちづくりマスタープラン（仮称）及び高松市まちづくりマスタープラン（施策編）（仮称）を策定した日まで

8 委員会の内容

委員会は、次期「高松市都市計画マスタープラン」等の策定に向けて、広く市民の意見を聴取するもので、年に2～3回程度開催され、1回の会議時間は概ね2時間を予定する。
この会に出席し、市民の立場から意見を述べる。

9 委員の報酬

1回の会議に出席されたごとに、6,100円（源泉所得税を含む）とする。ただし、交通費等は支給されない。

10 公募委員の選定方法

公募委員を選考するため高松市まちづくりマスタープラン（仮称）等検討委員会公募委員選考会（以下「選考会」という。）を置き選定する。

- （1）選考会は別表第1の者をもって組織する。
- （2）選考会に会長を置く。
- （3）会長は都市整備局都市計画課長をもって充てる。
- （4）選考会は必要に応じて会長が招集する。

11 選考基準

- (1) 公募委員の選考については、応募書類・面接により別表第2の採点基準に基づき採点し、得点上位2人を公募委員として選定する。
- (2) 得点合計は、5人の選考委員×100点＝500点満点とする。
- (3) 合計点が250点を基準点とし、基準点未満の場合は、公募委員として選定しない。

12 選定結果の通知

選定結果は応募者全員に通知する。

高松市まちづくりマスタープラン（仮称）等検討委員会公募委員選考会

会 長	都市整備局都市計画課長
委 員	都市整備局交通政策課長
委 員	都市整備局都市計画課主幹
委 員	都市整備局交通政策課主幹
委 員	都市整備局都市計画課長補佐

高松市まちづくりマスタープラン（仮称）等検討委員会公募委員選考基準（案）

評価項目		評価	評価の視点
書類審査	志望動機	10	・委員会参加への積極性が感じられるか ・委員会に積極的に参加できる状況か
	活用できる知識や経験等	5	・委員としての活動に資するものか
	現在行っている市民活動等	5	・積極的に活動しているか
	高松市の都市計画についての意見	10	・都市計画マスタープラン等の策定にとって効果的な意見であるか ・着想・発想が市民の視点に立っているか ・真摯な意見か ・高松市及び地域の現状を踏まえたものか
	計	30	
面接審査	協調性 (周囲とよく調和し、円滑な集団活動ができるか)	15	・親しみやすい人柄であるか ・ものの見方、考え方に独善的なところがないか ・他の意見を尊重するか
	積極性 (自ら進んで事に当たり、より効果的に行う意思があるか)	20	・気迫、活気があるか ・説得力が感じられるか ・考え方が前向きであり行動的であるか
	表現力 (自分の考えを正確にわかりやすく説明できるか)	15	・話すことに統一性があり要領よく話すか ・用語が適切であるか ・言動がハキハキしているか ・思っていることを十分述べるか ・簡潔で的確であるか
	業務適正 (会議の業務を理解した上、適切に対処できるか)	20	・委員会の業務を理解しているか ・誠実に取り組む姿勢がうかがえるか
	計	70	
合計		100	
該当・非該当		・高松市内に住所を有する者又は高松市内に通勤・通学している者	
該当・非該当		・18歳以上	
該当・非該当		・市議会議員及び市職員を除く	